

# 特定建設作業実施届出の手引き

## はじめに

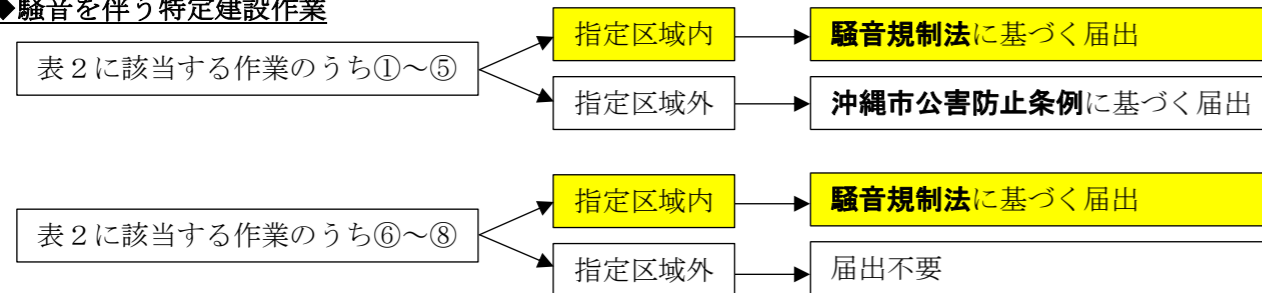
特定建設作業実施届出は、公害の発生を未然に防止し、住民の快適な生活環境の保全を図ることを目的としています。工事関係者の皆様におきましては、建設工事を行うにあたっての騒音、振動対策に一層の注意を払い、また、届出の有無に関わらず、工事着工の前日までに周辺状況の確認と、周辺住民への十分な説明を行ってください。

## 1. 届出の種類

特定建設作業は著しい騒音又は振動を伴う作業で、騒音規制法施行令別表第2及び振動規制法施行令別表第2並びに沖縄市公害防止条例施行規則別表第2に掲げる作業をいいます(表2、表3参照)。

これらの作業を沖縄市内で実施しようとする場合は、その作業を実施する場所の規制地域の指定状況(表1)に応じて、次の要領で届出をして下さい。**※1日で作業が終わる場合は届出不要。**

### ◆騒音を伴う特定建設作業



### ◆振動を伴う特定建設作業

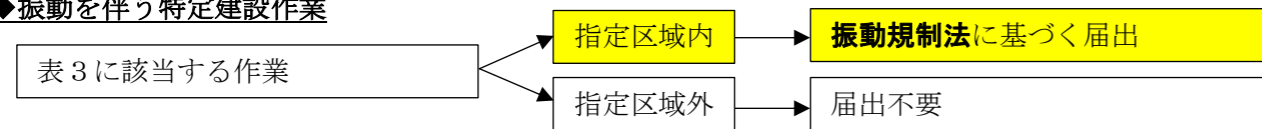


表1 指定区域の状況及び規制に関する基準

指定区域	区域区分	用途地域※	騒音	振動	作業時間
指定区域内	第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域・商業地域 準工業地域 与儀3丁目の一部地域	敷地境界で 85dB	敷地境界で 75dB	午後7時から翌日午前7時までのあいだは作業を禁止。  1日当たりの作業時間は10時間を超えないこと。
	第2号区域	工業地域			午後10時から翌日午前6時までのあいだは作業を禁止。  1日当たりの作業時間は14時間を超えないこと。
指定区域外		上記以外の地域			

※作業を実施する場所の用途地域については、都市計画担当のホームページに掲載されている『沖縄市用途地域』を確認してください。

※与儀3丁目の一部地域(国道329号線以東)は用途地域未指定であるが規制地域に含まれます。

## 2. 騒音及び振動に係る特定建設作業の種類一覧(表2、表3)

表2 騒音に係る特定建設作業の種類(騒音規制法施行令別表第2)(①～⑤は市条例施行規則別表第2と同じ)

	特定建設作業の種類(騒音)
①	<b>くい打機</b> (もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
②	<b>びょう打機</b> を使用する作業 <b>※対象例:リペッティングハンマによるリペット打ち(インパクトレンチは対象外)</b>
③	<b>さく岩機</b> を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) <b>※対象例:ハンドブレーカー、ドリフタ、ブレーカー、オーガ、チップー等</b>
④	<b>空気圧縮機</b> (電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) <b>※対象例:さく岩機以外の各種ハンマ作業、リペット打ち作業等</b>
⑤	<b>コンクリートプラント</b> (混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又は <b>アスファルトプラント</b> (混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
⑥	<b>バックホウ</b> (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
⑦	<b>トラクターショベル</b> (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
⑧	<b>ブルドーザー</b> (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

注 6, 7, 8中の環境大臣が指定するものとは低騒音型建設機械として指定されたもの。

表3 振動に係る特定建設作業の種類(振動規制法施行令別表第2)

	特定建設作業の種類(振動)
①	<b>くい打機</b> (もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
②	<b>鋼球</b> を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業。
③	<b>舗装版破砕機</b> を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
④	<b>ブレーカー</b> (手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

## 3. 届出の方法

届出書様式に記載した上で、作業を実施しようとする**7日前まで**に提出して下さい。

届出は、届出書様式に次の書類を添付して、**2部提出**して下さい。

- ①特定建設作業を行う付近の見取図
- ②特定建設作業の工程表

※様式等は市公式ホームページからダウンロードできます →



沖縄市役所 098-939-1212  
環境課 環境衛生係(内線2227)  
(令和6年4月1日改訂)

## 4. 届出書の記入要領

特定建設作業は著しい騒音又は振動を伴う作業で、騒音規制法施行令別表第2及び振動規制法施行令別表第2並びに沖縄市公害防止条例施行規則別表第2に掲げる作業をいいます（表2、表3参照）。

### (1) 届出者

工事の元請業者であること。元請業者が法人の場合は代表者の氏名を記入の上捺印する。

### (2) 建設工事の名称

「〇〇団地A棟新築工事」や「下水道布設工事（第1工区）」などのように記入する。

### (3) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

「3階建鉄筋コンクリートビル 床面積〇〇㎡ 延床面積〇〇㎡」など、完成後（解体工事にあたっては解体前）の施設の種類を記入する。

### (4) 特定建設作業の種類

表2及び表3の特定建設作業の種類を参照して「くい打機を使用する作業」や「ブレーカーを使用する作業」などのように記入する。

### (5) 特定建設作業に使用される機械の名称・型式及び仕様

「ディーゼルハンマー（〇〇製）ラム重量2,200kg 落長1.35m 打撃回数50～60回/分」などのように記入する。

### (6) 特定建設作業の場所

実際に特定建設作業を行う場所の住所等を記入する。

### (7) 特定建設作業の実施の期間

建設工事の工程日数ではなく特定建設作業のみの実施開始日から終了日までを記入し、その日数を記入する。期間内で作業を行わない日（日曜・その他休日等）も記入する。（従って連続6日を超えてはならない。）

### (8) 特定建設作業の開始及び終了の時刻

特定建設作業の開始及び終了の時刻を記入する。（表1の規制に関する基準を参照。第1号区域では午後7時から翌日の午前7時までのあいだは作業を禁止し、一日当たりの作業時間は10時間を超えないこと。第2号区域では午後10時～翌日の午前6時までのあいだは作業を中止し、一日当たりの作業時間は14時間を超えないこと。）

### (9) 騒音及び振動防止の方法

指定地域における敷地境界基準は、騒音85dB、振動75dBとなっています。そのため、あらかじめ特定建設作業を実施する場所及びその周辺の環境について十分な調査を実施し、騒音や振動が問題となりうる場合はできるだけその防止を図ること。また下記記入例の以外にも排気ガスや油煙、土砂、粉塵等の飛散にも配慮すること。

「打設部に遮音筒を取り付ける」「防音シート（遮音板）で覆う」「アースオーガーを使用する」「排気口にサイレンサーを取り付ける」などを記入する。

### (10) 工事工程表の作成例

		工事工程表																								
工事名	〇〇ビル建設工事	8月 / 9月												施工開始		令和3年9月10日		施工終了		令和3年9月22日						
		31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
機械搬入組立												○	○													
試験くい打ち設														○	○											
本くい打ち																	○	○	○	○						
機械解体搬入																							○	○		
備考	※ 日曜・祝祭日は休日とし、雨天の場合は順延とする。																									

様式第9（第10条関係）

記載例

## 特定建設作業実施届出書

令和3年9月2日

- ・騒音規制法第14条第1項（第2項）
- ・振動規制法第14条第1項（第2項）
- ・沖縄市公害防止条例施行規則第5条

届出者は工事の元請であること

届出者

氏名 株式会社 上地〇〇建設  
代表取締役 上地〇〇郎  
住所 沖縄市上地〇丁目〇〇の〇〇  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定建設作業を実施するので、●●●●●●●●●●の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇ビル建設工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	仲宗根〇ビル鉄筋コンクリート造2階建			
特定建設作業の種類	〇〇〇〇〇を使用する作業			
特定建設作業に使用される●●●●●●●●●●に規定する機械の名称、型式及び仕様	□□□□ 〇〇社製 型式△△ □□□□ 〇〇社製 型式△△			
特定建設作業の場所	沖縄市胡屋〇丁目〇〇の〇〇 (別添見取図参照)			
特定建設作業の実施の期間	自 令和3年9月10日		13日間	
	至 令和3年9月22日		(別添工程表参照)	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 9時	至 16時	9日間	4時間
▲ ▲ の防止の方法	低騒音・低振動型機械を使用する 遮音シートによる仮囲いを設置する 打撃回数を最小限に抑える 等			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	仲宗根〇〇助 沖縄市仲宗根町〇〇番〇号 電話番号 098-000-0000			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	上地〇〇子 電話番号 090-0000-0000			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	有限会社 室川〇〇工業 代表取締役社長 室川〇雄 沖縄市室川〇丁目〇の〇 電話番号 098-000-0000			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	室川〇〇也 電話番号 090-0000-0000			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

- 備考
- この届出書は、●●●●●●●●●●に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 特定建設作業の種類欄には、●●●●●●●●●●に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。